

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名:	O/Eコンバーター(光検出器)
メーカー名:	株式会社グラビトン
型及び銘柄:	SPD-3

別表1の項番	次に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第一で定める仕様のもの 10-(2) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置(2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	注釈	判定欄	記入欄
<p>【省令】第9条</p> <p>三</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>(一)</p>	<p>輸出令別表第1の10の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>光検出器又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>宇宙用に設計した固体の光検出器であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一) 10ナノメートル超300ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有し、かつ、400ナノメートルを超える波長の感度が最大感度の0.1パーセント未満のもの</p> <p>(二) 900ナノメートル超1,200ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有し、かつ、400ナノメートルを超える波長における感度が最大感度の0.1パーセント未満のもの</p> <p>(三) フォーカルプレーンアレーであって、素子の数が2,048を超え、かつ、300ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの</p> <p>イメージ増強管であって、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(イメージングを行わない光電子増倍管であって、真空中に、単一の金属陽極又は金属陽極であって隣接する二の陽極の中心間の距離が500マイクロメートルを超えるもののみからなる電子検出素子を有するものを除く。)</p> <p>(一) イメージ増強管であって、次の1から3のすべてに</p>		<p>注光○ 非該当× 対象外:ー</p> <p>【×】</p> <p>【ー】</p> <p>【ー】</p> <p>【ー】</p> <p>【ー】</p> <p>【ー】</p>	<p>参考用見本</p>

参考用見本

該当するもの

- | | |
|-----|---|
| 1. | 400ナノメートル超1,050ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの |
| 2. | 電子イメージの増倍機能を有するものであって、次のいずれかを用いたもの
(一) マイクロチャンネルプレートであって、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が12マイクロメートル以下のもの
(二) 電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する二の画素の中心間の距離が500マイクロメートル以下のもの |
| 3. | 次のいずれかに該当する光電陰極を有するもの
(一) 主材料にマルチアルカリを用いたものであって、ルーメン感度が700マイクロアンペア毎ルーメンを超えるもの
(二) 主材料に砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを用いたもの
(三) 主材料にⅢ-V族化合物半導体(砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを除く。)を用いたものであって最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの |
| (二) | イメージ増強管であって、次の1から3のすべてに該当するもの |
| 1. | 1,050ナノメートル超1,800ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの |
| 2. | 電子イメージの増倍機能を有するものであって、次のいずれかを用いたもの
(一) マイクロチャンネルプレートであって、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が12マイクロメートル以下のもの
(二) 電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもの |

- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】
- 【-】

		のうち、隣接する二の画素の中心間の距離が500マイクロメートル以下のもの							
		3. 主材料にⅢ－Ⅴ族化合物半導体(砒化ガリウム又は砒化インジウムガリウムを含む。)を用いた光電陰極又は遷移電子光電陰極であって、最大放射感度が15ミリアンペア毎ワットを超えるものを有するもの							【－】
	ハ	イメージ増強管又はその部分品であって、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するもの(イメージングを行わない光電子増倍管であって、真空中に、単一の金属陽極又は金属陽極であって隣接する二の陽極の中心間の距離が500マイクロメートルを超えるもののみからなる電子検出素子を有するものを除く。)							【－】
		(一) イメージ増強管であって、次の1から3までのすべてに該当するもの							【－】
		1. 400ナノメートル超1,050ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの							【－】
		2. 電子イメージの増倍機能を有するものであって、次のいずれかを用いたもの							【－】
		(一) マイクロチャンネルプレートであって、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が12マイクロメートル以下のもの							【－】
		(二) 電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する二の画素の中心間の距離が500マイクロメートル以下のもの							【－】
		3. 主材料にマルチアルカリを用いた光電陰極を有するものであって、当該光電陰極のルーメン感度が350マイクロアンペア毎ルーメン超700マイクロアンペア毎ルーメン以下のもの							【－】
		(二) イメージ増強管の部分品であって、次のいずれかに該当するもの							【－】
		1. マイクロチャンネルプレートであって、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が12マイクロ							【－】

参考用見本

参考用見本

	メートル以下のもの				
	2. 電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する二の画素の中心間の距離が500マイクロメートル以下のもの				【-】
	3. 主材料にⅢ-V族化合物半導体(砒化インジウム又は砒化インジウムガリウムを含む。)を用いた光電陰極(400ナノメートル超1,050ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有する光電陰極であって最大放射感度が15ミリアンペア毎ワット以下のものを除く。)又は遷移電子光電陰極				【-】
二	宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(要素素子の数が16以下のカプセル封じをした光導電セルであって硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であって硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。)				【-】
	(一) 次のいずれかに該当するもの				【-】
	1. 熱型でないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの				【-】
	(一) 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの				【-】
	イ 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの				【-】
	ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの				【-】
	(二) 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれか				【-】

参考用見本

に該当するもの	
イ 応答時定数が95ナノ秒以下のもの	【-】
ロ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの	【-】
(三) 要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの	【-】
(四) 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超3,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、次のいずれかに該当するもの(ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであって、要素素子の数が32以下のものを除く。)	【-】
イ 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が3.8未満のもの	【-】
ロ 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの	【-】
(五) 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が3,000ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの	【-】
(六) 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のイ及びロに該当するもの	【-】
イ 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの	【-】
ロ 要素素子の数が32を超えるもの	【-】

	2. 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレイであって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの	【-】
	(二) 次のいずれかに該当するもの	【-】
	1. 白金シリコンを用いたものであって、要素素子の数が10,000未満のもの	【-】
	2. イリジウムシリコンを用いたもの	【-】
	3. アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたものであって、要素素子の数が256未満のもの	【-】
	4. 砒化インジウムを用いたもの	【-】
	5. 硫化鉛を用いたもの	【-】
	6. 砒化インジウムガリウムを用いたもの	【-】
	7. テルル化水銀カドミウムを用いたスキャンニングアレイであって、次のいずれかに該当するもの	【-】
	(一) 同一検出要素素子内に時間遅延及び積分機能を有しないものであって、要素素子の数が30以下のもの	【-】
	(二) 同一検出要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するものであって、要素素子の数が2以下のもの	【-】
	8. テルル化水銀カドミウムを用いたステアリングアレイであって、要素素子の数が256未満のもの	【-】
	9. 砒化ガリウム又は砒化アルミニウムガリウムを用いた量子井戸フォーカルプレーンアレイであって、要素素子の数が256未満のもの	【-】
	10. 熱型フォーカルプレーンアレイであって、要素素子の数が8,000未満のもの	【-】
	11. 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、要素素子の数が4,096以下のもの	【-】

参考用見本

		もの		
		12. 要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、一方向の最大の要素素子の数が4,096以下であり、かつ、すべての要素素子の数が250,000以下のもの		【-】
	ホ	宇宙用に設計していないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの(要素素子の数が16以下のカプセル封じをした光導電セルであって硫化鉛又はセレン化鉛を用いたもの及び焦電検出器であって硫酸三グリシン、チタン酸ジルコン酸鉛にランタンを添加したもの、タンタル酸リチウム、ポリふっ化ビニリデン又はニオブ酸ストロンチウムバリウムを用いたものを除く。)のうち、二に該当する以外のもの		【-】
		(一) 熱型でないフォーカルプレーンアレーであって、次のいずれかに該当するもの		【-】
		1. 要素素子が900ナノメートル超1,050ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの		【-】
		(一) 応答時定数が0.5ナノ秒未満のもの		【-】
		(二) 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの		【-】
		2. 要素素子が1,050ナノメートル超1,200ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの		【-】
		(一) 応答時定数が95ナノ秒以下のもの		【-】
		(二) 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの		【-】
		3. 要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの		【-】

参考用見本

参考用見本

		<p>4. 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が1,200ナノメートル超 3,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの(ゲルマニウムのみを用いた要素素子を有するものであって、要素素子の数が32以下のものを除く。)</p> <p>(一) 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が3.8未満のもの</p> <p>(二) 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの</p> <p>5. 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が3,000ナノメートル超 30,000ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの</p> <p>6. 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次の一及び二に該当するもの</p> <p>(一) 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、760ナノメートルを超える波長における最大放射感度が10ミリアンペア毎ワットを超えるもの</p> <p>(二) 要素素子の数が32を超えるもの</p> <p>(二) 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォーカルプレーンアレーであって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において8,000ナノメートル以上14,000ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの</p>	【-】	【-】	【-】	【-】	【-】	【-】	【-】	
			判定結果	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当					
			該当項番 (1) 輸出令別表第1の項番 [] (2) 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []							
作成責任者: (作成年月日: 2014年03月12日) 会社名: 株式会社グラビトン 所属・役職: 代表取締役 (フリガナ) ナガトモ ミツヒロ 氏名: 長友 光広 電話: 04-2966-0816										